

令和4年5月23日提出

一宮市議会臨時会議案

単 行

議案第43号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月23日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

国会議員に係る期末手当の取扱いに準じて、市議会議員に係る期末手当の支給率を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表略</p> <p>3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

特別職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月23日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国の特別職に係る期末手当の取扱いに準じて、特別職員に係る期末手当の支給率を引き下げるため、本案を提出する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略	第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表略
3 略	3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の特別職員の給与に関する条例第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 令和3年12月に一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の規定により期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「167.5分の10」とあるのは、「107.5分の15」とする。
(委任)
- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第45号

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月23日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国家公務員に係る期末手当の取扱いに準じて、職員に係る期末手当の支給率を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第15条の6 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与条例の適用除外等) 第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4、第15条の5第1項及び第15条の6第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4中「管理職員」とあるのは「管理職</p>

員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第15条の5第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第15条の6第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当(令和3年12月に一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年一宮市条例第6号)の規定により期末手当を支給された者に対して第1条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。))の規定により支給する期末手当を除く。)の額は、改正後の給与条例第15条の6第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに一宮市職員の給与に関する条例第15条の6第4項から第6項まで並びに第17条の2第1項から第3項まで、第5項及び第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例(平成11年一宮市条例第13号)第4条第1項並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年一宮市条例第5号)第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 改正後の給与条例第15条の6第2項に規定する特定管理職員(次号イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15
 - ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
 - (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10
(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。